

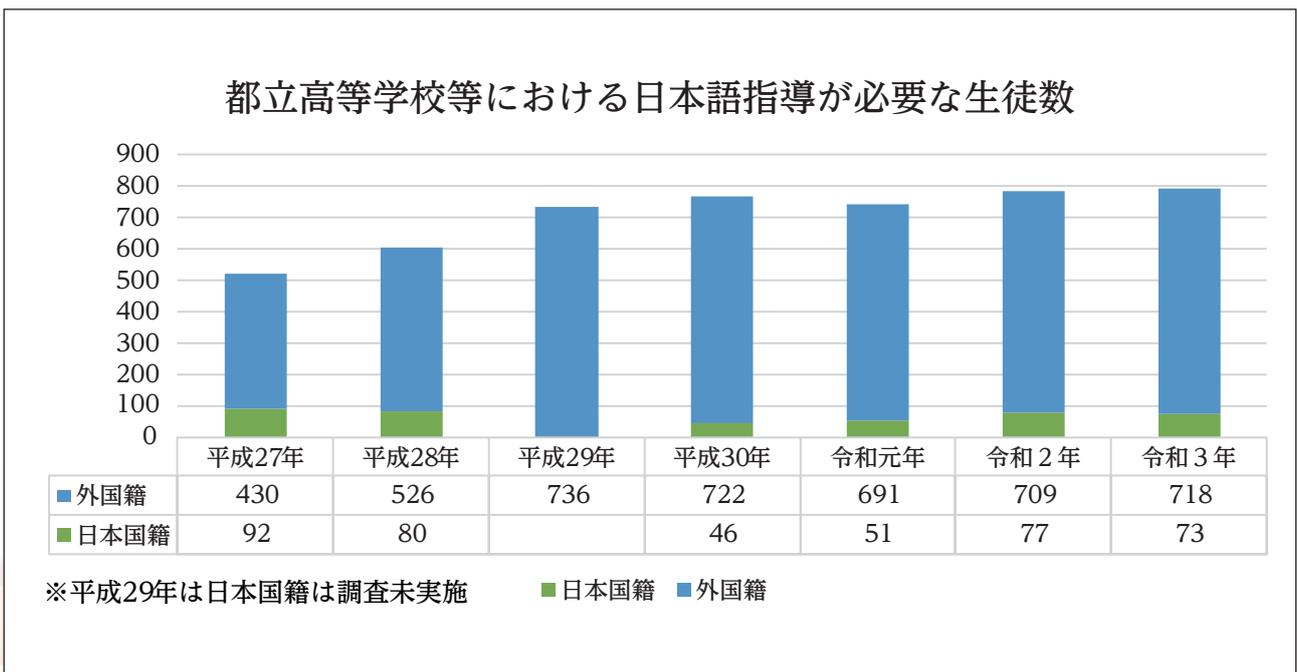
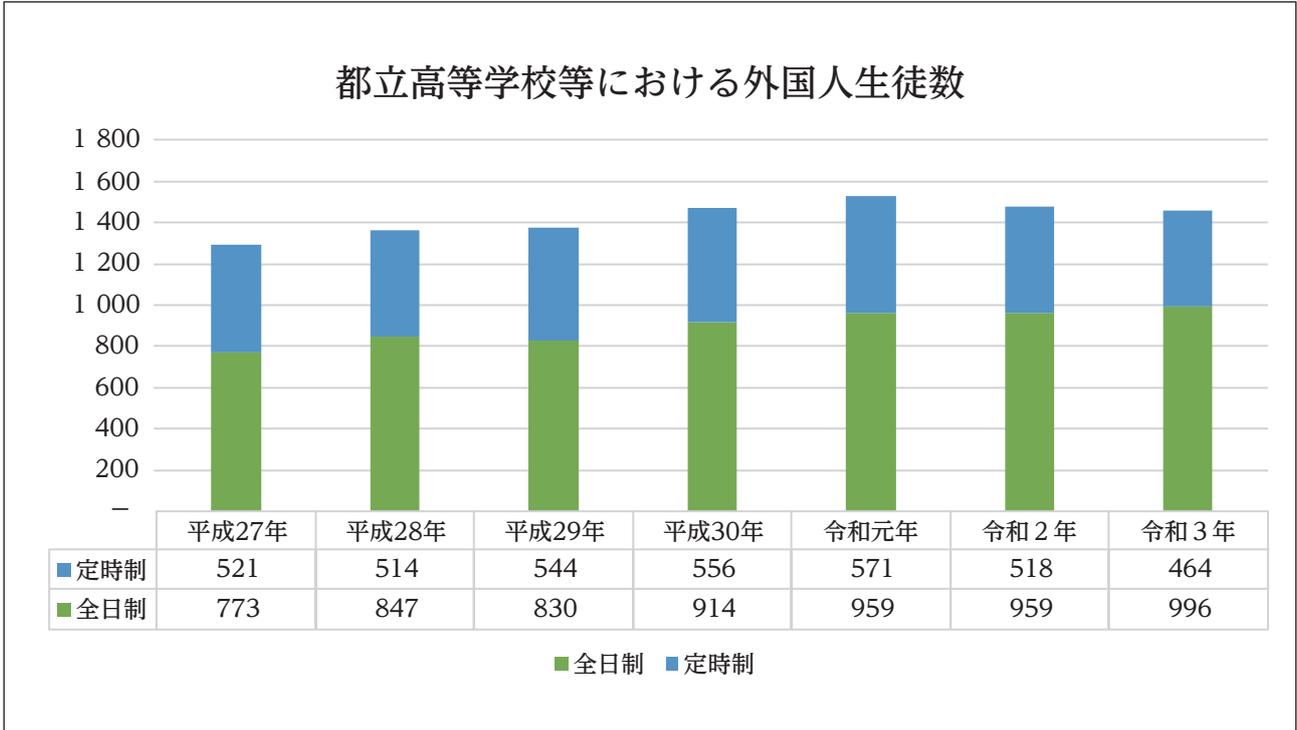
# 外国につながる生徒への 指導について



# I 外国につながる生徒

## 1 現状

東京都では令和5年1月には外国人人口が58万人を超え、多くの外国人又は外国につながる人々と日本人が共に暮らす国際都市となっています。こうした変化に伴い、令和3年度の調査では都立高校においても1,460人の外国籍の生徒が在籍し、日本語指導が必要な外国籍生徒は718人、日本語指導が必要な日本国籍生徒は73人となっています。



## 2 外国人生徒と外国につながる生徒、日本語指導が必要な生徒

本ハンドブックでは主に、「外国人生徒」、「外国につながる生徒」、「日本語指導が必要な生徒」の三つの言葉を用いて対象となる生徒を表現しています。「外国人生徒」は外国籍の生徒、「外国につながる生徒」は、外国人生徒、及び日本国籍ではあるが親や自身のルーツや経歴の一部が外国にある生徒、「日本語指導が必要な生徒」は、「外国につながる生徒」のうち「日本語で日常会話が十分にできない生徒」、及び「日常会話ができていても学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている生徒」を指します。

## 3 日本語指導が必要な生徒への指導

### (1) 学習指導要領

高校に入学後、学校生活での日常会話ができず、あるいは授業等に参加できずに取り残されることのないよう、日本語指導が必要な生徒に対する支援が求められています。

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示 第1章総則第5款2(2)イ）では、「日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」とし、高等学校学習指導要領解説総則編（平成30年7月文部科学省）では、「生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うことが大切である」としています。

また、日本語支援の必要な場面は、一部の教科・科目にとどまりません。総合的な探究の時間や、ホームルーム活動・学校行事等の特別活動において、更に生活指導や進路指導の場面など学校の教育活動全体を通して、生徒の実態に応じた指導内容・方法の工夫を組織的・計画的に行う必要があります。

### (2) 個別の状況把握ときめ細かな指導

日本語指導が必要な生徒の状況は多様です。出身が日本以外の国や地域である外国人生徒をはじめ、保護者が外国出身で生徒は日本生まれ、海外の学校から日本の高校に直接入学した生徒、漢字圏か非漢字圏か、来日の時期、日本語学習の経験の有無など、日本語指導の必要な状況は、生徒一人一人で異なります。生徒一人一人の日本語の能力を的確に把握し、日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うことが大切です。

## 4 多様性の尊重

### (1) 生徒の背景理解

日本語指導が必要な生徒など、外国につながる生徒とその保護者は、多様な言語的・文化的背景があります。学校は、外国につながる生徒の言語的・文化的背景や来日した状況等を組織的に把握する体制を整備することが大切です。

国籍や社会背景なども様々であり、また、母国の政治的・社会的背景や親の職業的事情等によって母国を離れることを余儀なくされた生徒たちも考えられます。在留資格によって日本での生活に様々な制約等がある場合もあり、学校がこうした生徒の背景を理解し、校内での情報共有や家庭との連携を図ることで、一人一人の生徒の学校生活の充実や進路実現につなげることが大切です。

### (2) 不登校・中途退学の未然防止

日本語指導が必要な高校生等の中途退学率の高さも指摘されています。慣れない学校生活や異なる文化を背景に、人間関係構築の困難さに直面し、孤立したり不適応に陥ったりすることも考えられます。また、外国人であるという理由で、いじめや差別・偏見などの被害にあわないよう、人権教育や多文化共生教育に取り組むことも大切です。

生徒を取り巻く人間関係が好ましい状態となるよう、授業だけでなく総合的な探究の時間や、ホームルーム活動・学校行事等の特別活動など、学校教育活動全体を通じた支援や配慮が求められます。

### (3) 生徒の自己実現に向けた指導

外国につながる生徒や保護者は、固有の母語や母文化をもっています。また、異文化での生活という貴重な経験を有しています。その経験を踏まえたものの見方や考え方、コミュニケーション能力などを学習活動の中で生かすことができるように配慮することが大切です。他の生徒も、外国につながる生徒と共に学ぶことを通して、互いの長所や特性を認め、広い視野をもつなど、多様性を尊重する態度を育み、これからの国際社会、多文化共生社会に生きる人間としての能力や態度を身に付けることにつながります。

## II 日本語指導の確実な実施

### 1 基本的な考え方

東京都の公立学校には、多数の在日外国人幼児・児童・生徒が在籍しています。外国人児童・生徒には、日本の義務教育への就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童・生徒と同様に無償で受け入れることとなっています。また、中等教育についても全ての外国人生徒に教育の機会を保障することとなっています。平成30年10月に成立した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の趣旨を踏まえ、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育指導について一層の充実と徹底に努める必要があります。

東京都教育委員会では、例年1月に、「公立学校に在籍する在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育指導について(通知)」を発出し、日本語指導について、次のような方針を示しています。

#### 2 在日外国人幼児・児童・生徒の日常の指導上の留意点

##### (2) 学習指導において

- ② 日本語指導が必要な外国人幼児・児童・生徒に対し、日本語指導を一層充実させ、日本の生活習慣・文化等を正しく理解する学習を通して、学校生活や社会生活に適應するために必要な資質・能力を育成できるように留意する。

(令和5年1月16日付4教指企第1434号「公立学校に在学する在日外国人幼児・児童・生徒に係る教育指導について(通知)」)

### 2 入学時の確認

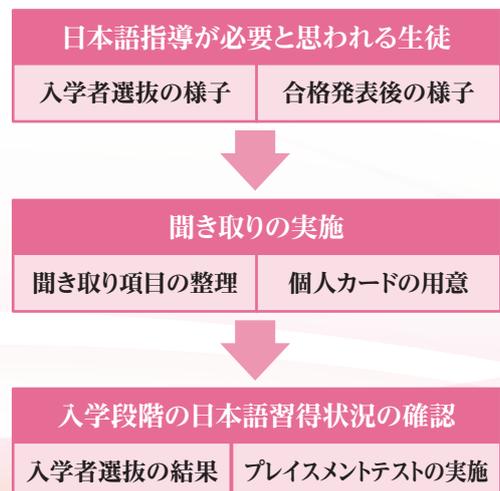
#### (1) 入学者選抜における確認

日本語指導が必要な生徒であるか否かを、氏名や見た目では判断することはできません。丁寧な聞き取りやプレイスメントテスト等複数の情報を基に様々な角度から日本語指導が必要な生徒であるかを判断していく必要があります。

まずは、入学者選抜業務を通じて、以下の点を確認するなど、受検者が、日本語指導が必要な生徒となりうるかを判断します。

- ・ 出願書類の本人または保護者氏名
- ・ 特別措置申請の状況  
(「ルビ付きの検査問題申請」・「辞書持ち込み検査時間延長措置申請」等)
- ・ 調査書の記載内容及び調査書が提出できない場合の「理由書」の記述
- ・ 日本語学級又は夜間学級を設置する中学校からの出願状況
- ・ 学力検査や面接等における会話や口頭での指示の理解状況
- ・ 掲示の意味に関する理解状況 等

判断するに当たって



## (2) 合格発表後における確認

合格発表後、合格者が、日本語指導が必要な生徒であるかを判断するための材料として以下の点を確認します。

- ・「入学確約書」の各項目の意味を理解し、日本語で記載することができているか
- ・「新入生説明会」において入学前の説明を聞く中で、その内容を理解することができているか
- ・必要書類の記述の際に、日本語で文字を書くことができているか 等

## (3) 入学前後の支援と見守り

日本語指導が必要と思われる生徒がいる場合、学校生活を円滑に始められるよう入学手続終了から入学式までの期間に、必要最低限の情報や手続等に的を絞り、母語支援者を通して簡潔に説明をする機会を設けます。特に、入学後1、2週間はオリエンテーションや健康診断等で不規則な時間割である場合が多いため、事前に説明しておくこと見通しをもって学校生活を送ることができます。新入生に日本語指導が必要な生徒が一定数いる場合は、母語支援者を交えた新入生説明会を学校全体として別に実施する、という対応も考えられます。

また、日本語指導を必要とする生徒が不安や問題を抱えていないか、丁寧に声掛けをしながら継続的に見守っていくことが大切です。

### 学校生活開始前に説明が必要な事例

#### ○教務関係

- ・学校の時程、4月の月間予定
- ・欠席・遅刻、早退の連絡方法、オンラインを活用した特例の授業、出席停止・忌引き等の扱い
- ・単位の修得(出席と提出物の重要性等)、進級規定等
- ・日本語指導(「特別の教育課程」による個別指導、「取り出し」授業、「入り込み」指導等)
- ・教科書、教材の購入(教科書やタブレット端末等の購入時期や方法)

#### ○生活関係

- ・校則(服装・頭髪・アクセサリ等について、禁止されている行為(パチンコ・飲酒・喫煙・暴力・カンニング 等))
- ・登下校の方法(自転車登校の届け出等)

#### ○その他

- ・在留カード \*16歳以上の在留カード常時携帯義務 等

## (4) チェックリストの活用

日本語指導を行う場合、それぞれの生徒の適応状況や学習への姿勢・態度など、生活や学習の状況を把握し、個々に適した指導を行うことが大切です。

日本語指導が必要な生徒の現状と背景は多様であり、指導に向けて丁寧な聞き取りが必要です。聞き取りに当たっては、あらかじめ「チェックリスト」や「個人カード」を作成して準備しておく、情報が整理できて有効です。その具体的な項目例を次ページに挙げます。

区分	項番	内容	参考にする資料	備考
入学手続時	1	名前	住民基本台帳、 在留カード、パスポート	入学後使用する名前について確認
	2	宗教		学校生活で配慮すべき事項について確認
	3	健康保険の有無		健康調査票への記載
「個人カード」等記載時	1	日本語能力	受検結果 外部検定試験	入学後の「プレイスメントテスト」の活用
	2	名前(本名・通称名) よみがな	住民基本台帳、 在留カード、パスポート	校内使用の名前も確認
	3	現住所		
	4	緊急連絡先		保護者携帯、勤務先等
	5	家族構成		ヤングケアラーとなっている場合もある
	6	趣味		
	7	将来の進路希望		
	8	病歴・アレルギー		
	9	来日年月日	パスポート、在留カード	
	10	家庭内使用言語		
	11	在留資格(国籍)	在留カード	就労制限の有無 有効期限など
	12	滞在期間・予定		
	13	来日後の学習履歴	出身中学の指導要録、 調査書等	
	14	日本語学習歴		場所、期間、頻度、内容 4技能にも注目
	15	生育状況・出身国 での学習経験		
	16	学校から連絡する 際の留意点		保護者の言語など
	17	文化・宗教上の配 慮事項		礼拝、食事など
	18	日本語以外に支援 が必要な事柄		

特に丁寧な説明が必要な項目

区分	項番	内容	参考にする資料	備考
入学手続時	1	選択科目 (内容・順序性・ 履修条件)	学習の手引き 生徒ハンドブック 等	
	2	奨学金		就学支援金 給付型奨学金など

## 3 支援体制の構築

### (1) 支援組織の設置

日本語指導が必要な生徒の受入れと支援は、担当者やホームルーム担任が個で対応するのではなく、学校が組織として取り組む必要があります。校内に関係教職員等で構成される委員会（『日本語指導が必要な生徒支援委員会』等）を設置したり、多文化共生教育や日本語指導をコーディネートする担当を、校務分掌に位置付けたりすることが考えられます。

当初は、特に定期的な情報交換を行うことが大切であり、議題に応じてメンバー以外の関係者にも、聞き取りや委員会への出席を求めるなど、柔軟に対応することも必要です。

#### 支援チームの構成メンバー例

管理職、日本語指導が必要な生徒の受入れ・支援を担当する分掌の主任と担当者、学年主任、ホームルーム担任、教科担当教員、日本語指導担当教員、多文化共生教育担当者、日本語指導コーディネーター 等

#### 支援委員会の協議内容例

- 「特別の教育課程」による個別指導や「取り出し」授業、「入り込み」指導等の必要性の見極め
- 教科指導（定期考査等を含む）における支援の工夫
- 文化的な背景への配慮
- 学校生活への適応
- 多文化共生教育の推進
- 保護者への対応
- 校内の業務分担

### (2) ホームルーム編成

ホームルーム編成をするとき、日本語指導が必要な生徒を1クラスにまとめることで、時間割編成上、個別学習指導がしやすくなる場合があります。一方で、母語によるコミュニケーションが増え日本語の学習に支障が出る可能性もあるため、慎重に検討する必要があります。

### (3) 関係機関との連携

外国につながる生徒の学習や生活面でのきめ細かな支援及び将来の自立に向けた支援を行うていくためには、東京都教育委員会、先進的な取組を行っている学校など関係機関との連携を計画的・継続的に進めていく必要があります。

#### □東京都教育委員会等からの支援

- ・東京都教育庁グローバル人材育成部（「特別の教育課程」編成・実施、多文化共生スクールサポートセンター事業 等）
- ・東京都教育庁地域教育支援部（都立学校「自立支援チーム」派遣事業）
- ・東京都教育相談センター（外国人児童・生徒のための教育相談窓口）
- ・公益財団法人東京学校支援機構（外部人材の紹介）

#### □学校間の連携

- ・海外帰国生徒対象入学者選抜実施校
- ・在京外国人生徒対象入学者選抜実施校
- ・引揚生徒対象入学者選抜実施校
- ・日本語指導が必要な児童・生徒の受入がある学校  
（先進的な指導方法の共有、支援や保護者との信頼関係の築き方についての情報交換、実践共有）
- ・中学校、大学、日本語教育機関 等

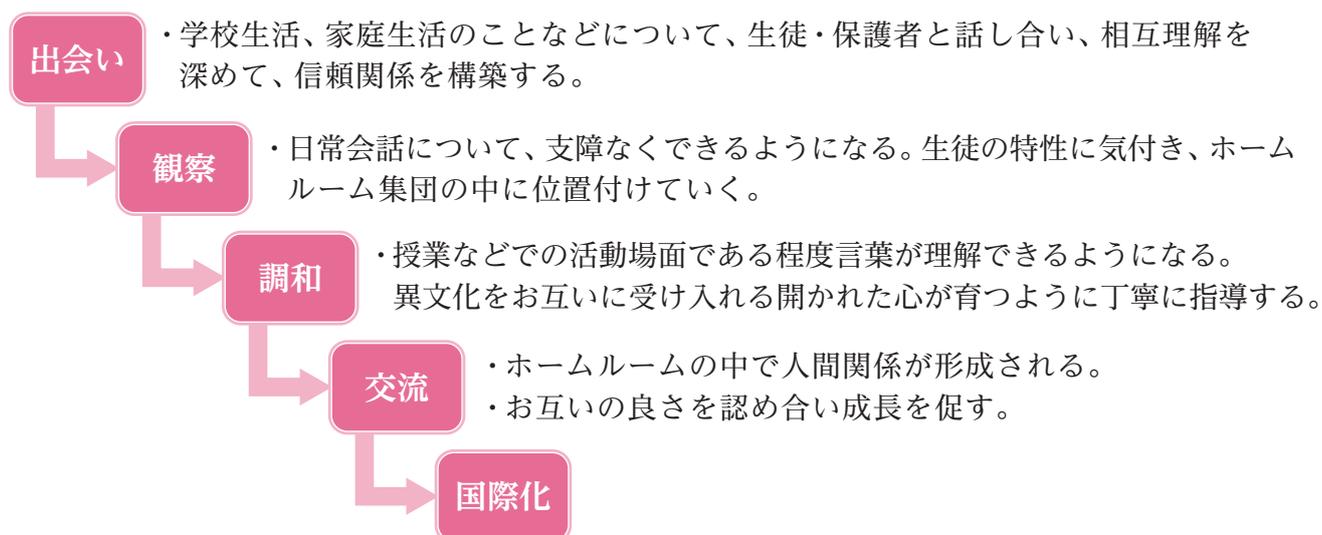
#### □地域との関係づくり

- ・多文化共生事業に関わるNPO法人（多文化共生スクールサポートセンター事業、地域日本語教育コーディネーター・日本語指導外部人材・母語支援員等の派遣）
- ・国際交流協会等の支援団体との連携、協力、情報交換
- ・PTAや地域自治会などの地域協力者との連携

## 4 生活・学習環境づくり

### (1) ホームルームにおける受入れのための環境整備

「国籍に関わりなく全ての生徒を大切にする」、「個に応じた指導」という視点で、日本語指導が必要な生徒の受入れの全体の流れを理解し、その段階に合ったきめ細かな指導を行う必要があります。



#### ホームルーム等における配慮

- ・同じ母語の生徒同士を近くの座席に配置する。
- ・担任等が配慮しやすいように席は比較的前の方にし、声掛けを多めにする。
- ・ロッカー、靴箱、教室名等は本人が分かる表記にする。
- ・教室内に母語の掲示をする。
- ・「やさしい日本語」を用いる。

### (2) 学校への適応、「居場所」の確保

日本語指導が必要な生徒は、学校生活がストレスの原因となることがあります。まず、日本の学校に適応するための「居場所」が確保されることが重要です。ホームルームだけでなく、個別指導を行うための「日本語教室」など、自分を受け入れて安心させてくれる人がいる場所があることで、集中して学習に取り組むことができます。

#### 学校を自分の居場所として感じさせるための工夫の例

- ・入学後速やかに校内を案内するなど、教室やトイレ、職員室、保健室等、今後利用することになる学校の施設の場所や使い方等を理解できるように配慮する。
- ・教室や特別教室等校内の各施設の名称を英語あるいは生徒の母語と日本語で表記する。
- ・口頭による説明だけでなく、生徒自身が実際の学校生活の中で徐々に学んでいくことができるよう、活動を促したり、適切なタイミングで助言したりする。

### (3) 日本語指導を行う教室の環境整備

日本語指導を行う際に、特別教室や教科準備室、教材室、生徒相談室等を使用することがあります。生徒が落ち着いて、安心して学ぶことができるよう環境を整備していくことが重要です。

指導をする際に、必要な物品を整備したり、安心感をもたせるような物を展示したり、日々の学習に関わる掲示を工夫したりすることで学習効果も高まります。

#### 日本語指導を行う教室にあるとよいもの

- ・ホワイトボード
- ・時計
- ・時程表
- ・作品などの掲示物を貼れるスペース
- ・多読用図書の書棚
- ・ファイルボックス(教材等整理用)
- ・プロジェクター
- ・タブレットパソコン 等

#### 日本語指導を行う教室の例



### (4) 教材・教具の整備

生徒の日本語の習熟度は様々であり、個々の指導目標や学習内容に応じて教材・教具の選定を行う必要があります。事前に入学が分かっている場合は、教科書販売等の機会に購入してもらうことも可能ですが、学校図書館で日本語指導に使用する図書を購入し、あらかじめ整備しておくことも重要です。

#### 教材・教具としてそろえておくとよいもの

- ・ひらがな表、カタカナ表、漢字表
- ・各種カード
- ・各教科の教科書
- ・市販の日本語教材・教具
- ・多読用の図書
- ・生徒の母語で書かれた本
- ・文学作品の漫画本
- ・文学作品の英語の本
- ・生徒の母国に関する本 等

## 5 教育課程の編成と指導体制

### (1) 学習指導要領と日本語指導

高等学校学習指導要領(第1章総則第5款2(2)イ)には、「日本語指導」について示されています。その趣旨を踏まえ、特別な配慮を必要とする生徒への日本語指導は、個々の生徒の実態に応じて、指導内容や方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。

#### 高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示)

##### 第1章 総則

##### 第5款 生徒の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

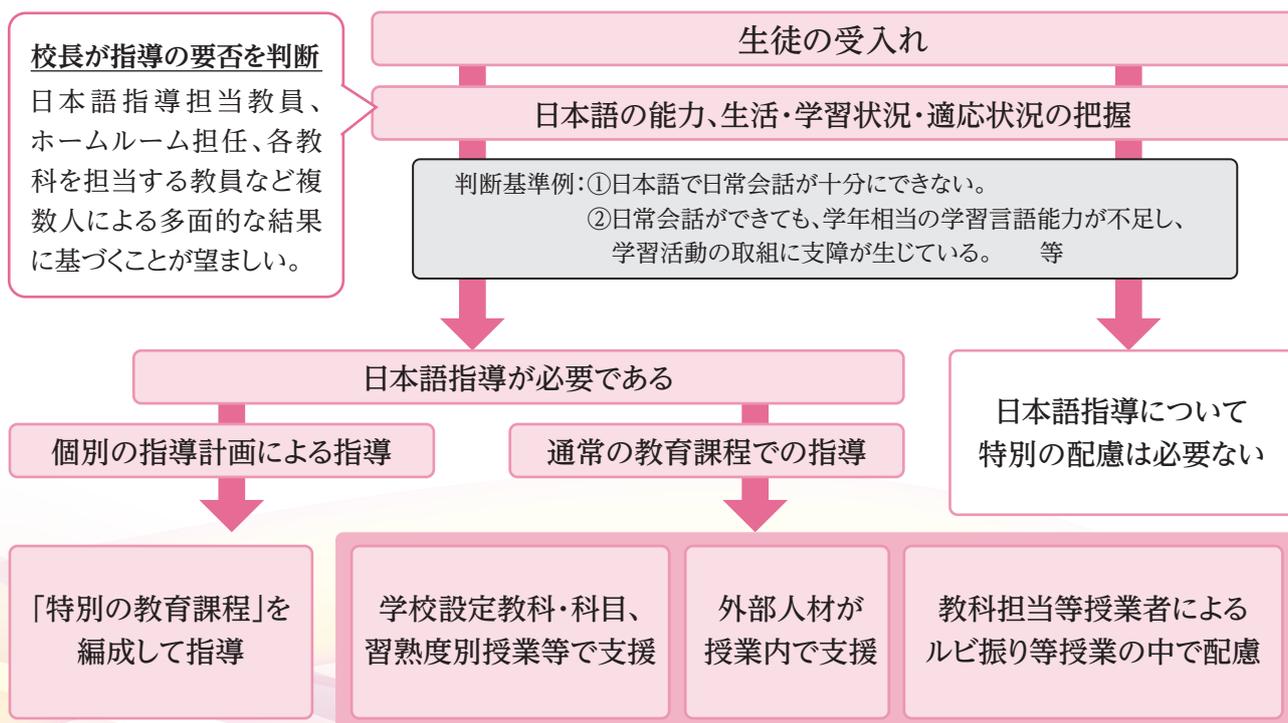
(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

### (2) 「日本語指導が必要な生徒」に対する指導

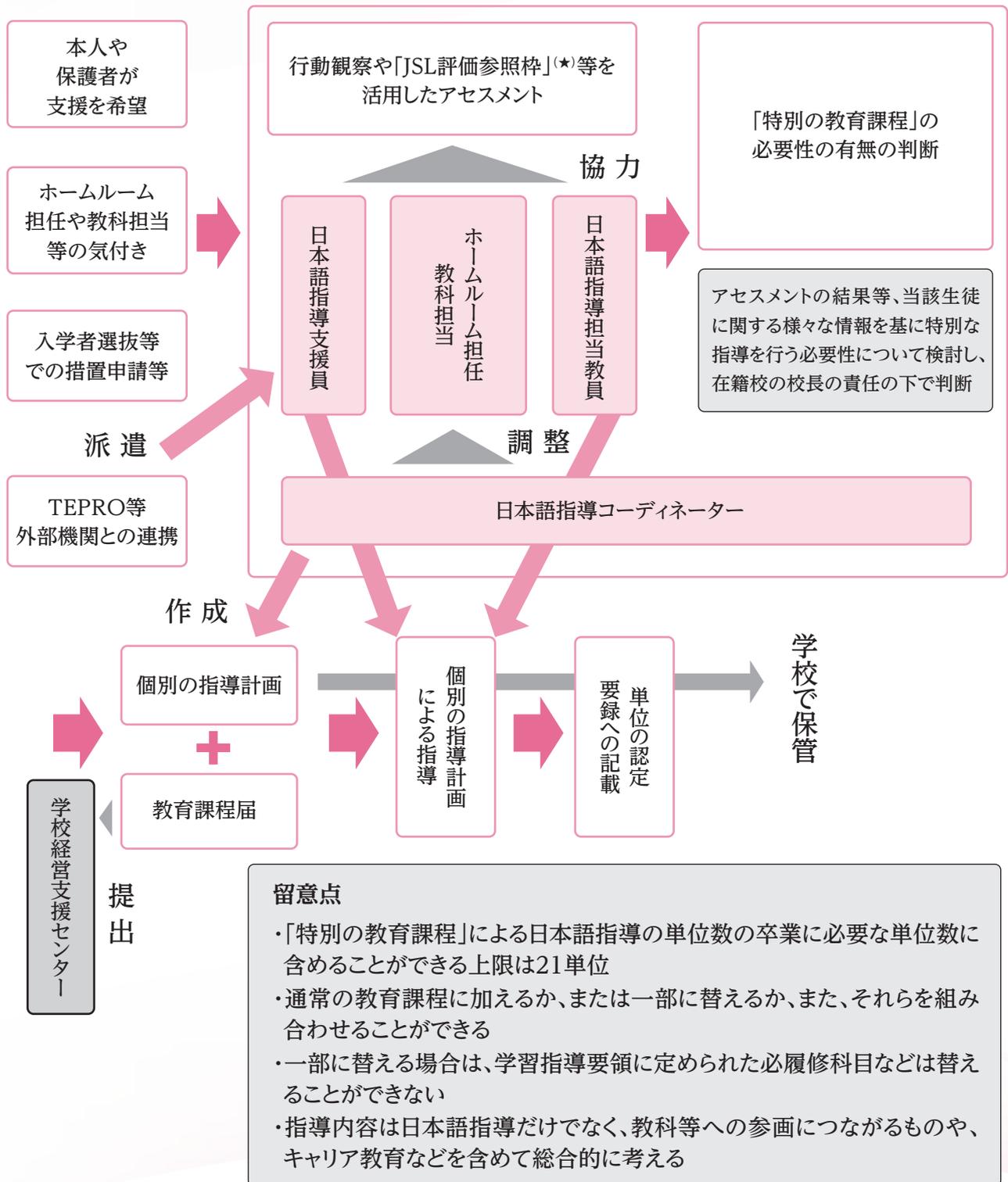
「日本語指導が必要な生徒」に対する指導方法は様々であり、各学校において、適切に日本語指導を行うことが重要です。日本語指導を行うか否かの判断は、教育課程の編成・実施・管理の権限を有する校長の責任の下で行います。

校長が指導の要否を判断するに当たっては、日本語指導担当教員、ホームルーム担任、各教科を担当する教員など複数人により、生徒の実態、日本語の能力、学校生活への適応状況等の多面的な観点から把握した情報や測定した結果に基づき、適切に判断することが求められます。



### (3) 「特別の教育課程」を編成した指導

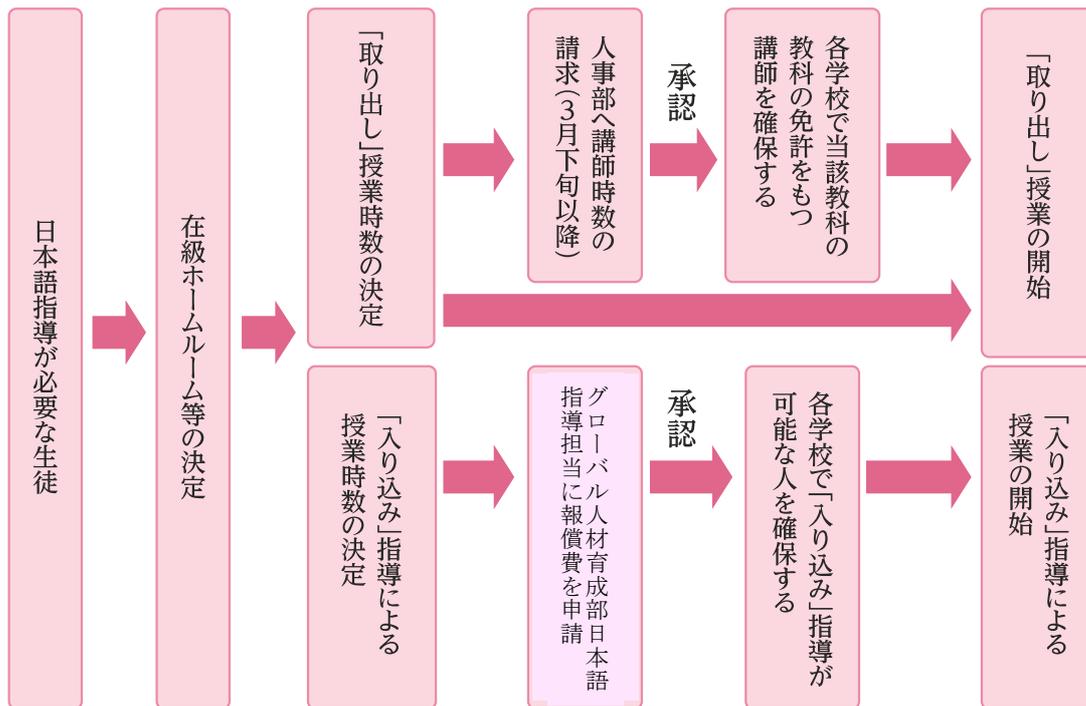
生徒の日本語の能力に応じて、個別の指導計画を作成して指導を行い、日本語の能力に応じた特別の指導を履修させ、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合に、当該学校の単位を修得したことを認定します。その流れと留意点は以下のとおりです。



★「JSL 評価参照枠」とは「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」において示されている評価参照枠のこと

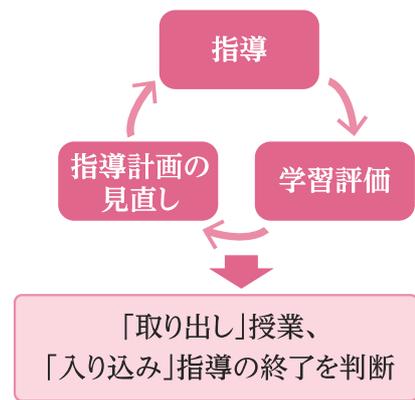
#### (4) 「習熟度別（取り出し）」授業、「入り込み」指導

生徒の日本語の能力を基に、通常の教育課程での学習を見通した指導計画を作成し、各教科・科目の「習熟度別（取り出し）」授業（以下「『取り出し』授業」という。）の時間、各教科・科目で外部人材が同席しながら行う指導（以下「『入り込み』指導」という。）の時間を決定します。その際、当該生徒の時間割に合わせて、「取り出し」授業による指導時間、「入り込み」指導の時間を決定します。その流れと留意点は以下のとおりです。



**留意点**

- ・「取り出し」授業は専任の教員が行うことも可能である。
- ・「取り出し」授業、「入り込み」指導について学校が明確なビジョンをもつことが重要である。
- ・該当生徒が多数いる場合、各学校の実情に応じて、「日本語指導」に関する学校設定教科・科目を設置したり、放課後等に日本語や各教科の補習等を実施したりすることも考えられる。
- ・各指導形態の要否については、定期的に検討することが望ましい。



#### (5) 授業中での配慮の例

- ・黒板の文字にふりがなをつける。
- ・単語の切れ目に斜線をひく。
- ・具体物を示して、「やさしい日本語」で説明を加える。
- ・少人数の中で、個別に配慮して指導する。
- ・ICT機器を活用した授業を行い、視覚化する。 等

# III 学校生活において配慮すべき事項

## 1 生徒の文化的多様性への配慮

文化や習慣は国や地域によって様々です。日本での学校生活の経験が乏しい生徒にとっては、活動の意義が分からないと、学習や学校生活に意欲をもてず、日本の学校生活への適応が難しくなってしまうこともあります。

また、宗教上の理由で参加できない活動があるということも考えられるため、生徒及び保護者と相談しながら可能な活動を検討するなどの配慮が必要です。

## 2 配慮を要する場面例

### (1) 各教科等

#### ア 家庭科

##### ○調理実習

特定の食材を食べることを忌避するだけでなく、その食材に触れることも避けなければならない場合があります。さらに、その食材を調理する空間にいることを避けるため、調理室で見学することもできない場合があります。

##### ○被服実習

学習していない場合があります、配慮が必要なことがあります。

#### イ 体育

肌を見せることを禁止したり、忌避したりする場合があります。やむを得ず見学やレポート課題等の対応をする場合には、その意義を理解させることも必要です。

水泳の経験がない場合も多く、水着の購入等の準備段階から授業中に至るまで、体育科教員と連携するなど配慮が必要です。

#### ウ 芸術科目

楽器の演奏や歌唱が禁じられている場合があります(音楽)。

偶像崇拝が禁じられていることから、絵を描くことや粘土の制作ができない場合があります(美術)。

### (2) 特別活動における配慮

#### ア ホームルーム活動

##### ○清掃活動

清掃を教育活動として行う国や地域はあまりありません。生徒が自分たちの教室や学校を清掃する意義を説明する必要があります。

##### ○日直・学級日誌

日直の仕事について丁寧に説明したり、一緒に行ったりするなどの配慮が必要です。学級日誌を書くことを日本語指導の一貫として行うことも考えられますが、書き方の説明をしたり、一緒に書いたりするなどの配慮が必要です。

## イ 生徒会活動

生徒会組織や委員会、係の役割について、年度当初に説明する必要があります。委員会や係について理解し、クラスや学校での役割を果たすことで、クラスの一員として居場所をもてるようにすることが大切です。

## ウ 学校行事

### ○儀式的行事

各式典の意義や所作、服装等について、事前に丁寧に説明します。

### ○文化祭・体育祭等

文化祭、体育祭の実施方法・内容、参加団体等は、学校ごとに特色があり、事前の説明や準備段階での声掛けなど丁寧に指導します。競技スポーツのルールもなじみがない場合があることに配慮します。

### ○遠足・校外学習・修学旅行等

食事や見学施設等配慮が必要な場合があるため、事前に保護者を含め相談します。食事について、アレルギーの他に、宗教上、文化の違い等の理由で食べられないものがあることや、入れない場所(寺社等)があることに注意する必要があります。

### ○宿泊を伴う学校行事

部屋割り、食事、入浴等、様々な場面で、宗教的・文化的配慮を求められる場合があるため、事前に保護者を含めた確認が必要です。特に、海外に行く場合、外国籍生徒は、渡航先国の査証(ビザ)や、日本へ戻る際の再入国許可の取得等について、日本国籍の生徒とは異なる対応が必要となります。

## エ 安全教育

### ○避難訓練・防災教育

日本は自然災害が多く、地震や火災、洪水等、災害の種類に応じた避難行動、学校や居住地域において特に警戒すべき災害及び避難行動を身に付けることの大切さを理解させます。「安全安心攻略ブック」(東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部)は多言語版があり、日本語指導が必要な生徒への安全教育に活用できます。

### ○臨時休校等への対応

台風など、臨時休校となる場合の対応の仕方について事前に丁寧に説明します。情報入手の方法について具体的なアプリケーション等を紹介し、一緒に使い方を確認することなども考えられます。

### 3 生活指導における配慮

#### (1) 身だしなみ指導

身だしなみに対する価値観は、宗教や文化によって異なります。指導を行う場合には、生徒及び保護者に趣旨を丁寧に説明し、理解を得てから行うことが大切です。

##### 宗教や文化上の配慮が必要な例

- ・ピアスやペンダント（宗教上の理由による）
- ・男性の髭（成人は髭を生やすという文化による）
- ・服装指導（宗教上、肌を隠さなくてはいけない場合）
- ・頭髪指導（頭部に他人が触ることを禁忌または忌避する文化による）

#### (2) 特別指導

外国につながる生徒をはじめ、特別の配慮を要する生徒に対して、いわゆる特別指導を一律に行うことは適当とは言えません。生徒一人一人に寄り添いながら、行動を振り返らせ、円滑な社会生活を営む上で必要な行動変容につながる指導を個別に計画します。また、指導を行うに当たり、通訳を依頼するなど、生徒・保護者に丁寧に説明する必要があります。

## 4 学校生活全般における配慮

### (1) 座席

女子生徒と男子生徒が隣り合って座ることができない宗教や文化もあります。行事等における座席の工夫も必要です。

### (2) 健康診断・保健室対応等

異性間の身体接触が禁じられていたり、忌避されていたりする宗教や文化があるため、校医や養護教諭の性別に応じた対応について家庭と事前に確認する必要があります。また、緊急搬送時に救急隊員の性別は選べないことや、学校の健康診断が受診できない場合には生徒自身で医療機関を受診する必要があることなども事前に説明しておきます。

### (3) 食事

定時制課程等における給食、修学旅行や校外学習などにおける食事、調理実習、文化祭など食事の場面がある教育活動を行う際には十分な配慮が必要です。その際、食品そのものだけでなく、その食べ物が触れた食器や調理器具についても忌避することがあります。

### (4) 家庭状況を特に配慮すべき生徒

性別に対する社会的・宗教的意味は多様です。特に、女性に対して極端な価値観を有する宗教的・文化的背景をもつ家庭の生徒には配慮が必要です。

また、若い弟妹などの家族の世話をすることが当然とされている文化もあるため、「ヤングケアラー」となっていることもあります。いずれの場合も、日常の様子を丁寧に観察し、支援が必要な場合は、ユースソーシャルワーカー等と情報共有をしながら関係機関と連携し、支援を行います。

## IV 進路指導

### 1 将来展望のモチにくさの背景

#### (1) 資質・能力

日本語の能力に課題があったり、年齢相当の学力が不足していたりする場合があります。

#### (2) 情報

提供する学校も収集する生徒自身も、個々の環境や将来に合った情報を入手する具体的な方法を知る必要があります。

#### (3) 経済

保護者の経済力が生徒本人の進路実現にとって十分ではない場合があります。社会的支援に関する具体的な情報を入手する必要があります。

### 2 解決に向けた取組

#### (1) 資質・能力

##### ア 日本語指導

学校設定科目での指導や課外の指導などに加え、「特別の教育課程」を編成するなどして日本語指導を行います。「特別の教育課程」においては、日本語の能力を高めるのみならずキャリア教育などを含めた指導を行い、将来の見通しをもたせる支援を行います。

##### イ 学習指導

年齢相当の学力が不足している場合、習熟度別授業などで支援を行ったり放課後等に補習を行ったりするなどの支援が考えられます。その際「やさしい日本語」を使用するなどの工夫が必要です。

また、「特別の教育課程」において、各教科等の学習に主体的に参画できるようにすることを目的とした指導を行うことが考えられます。

#### (2) 情報

##### ア 校内のガイダンス機能

外国につながる生徒・保護者の場合、学校で生徒に対して行われるガイダンスだけでは、十分に理解できなかつたり情報が足りなかつたりすることがあります。必要に応じて、個別の面談やガイダンスを実施する必要があります。

##### イ 関係機関等との連携

教員による説明が難しい場合は、外部の支援団体や専門家に相談・依頼することも考えられます。外部で実施されるガイダンスや個別相談会などがあれば情報を周知し、必要に応じて引率することも考えられます。東京都では、「外国につながる高校生のための進路ガイダンス」が実施されています。

### (3) 経済

#### ア ライフプラン指導

在学期間だけでなく、卒業後の進路を含め、自身のライフプランを立てられるよう指導を行います。例えば、家庭科の授業などと連携することなどが考えられます。

#### イ 社会的支援の情報

進学に際しては、独立行政法人日本学生支援機構などだけでなく、母国の奨学金の情報を収集して提供します。都や市区町村の国際関係部署と連携した公的支援などに関する手続などを具体的に指導することも考えられます。

# V 在留資格・国籍

## 1 在留資格

在留資格は、外国人が日本国に入国し滞在できる資格のことです。出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)で、入国・在留できる身分や地位、従事することができる活動等が定められています。一定の活動に基づくものと、地位・身分に基づくものに大別され、どの在留資格を持っているかによって、更新の有無や時期、アルバイトなどの就労の可否、日本への出入国手続などが異なります。

学校生活においては、進路活動、定時制課程における就労指導、海外修学旅行での渡航手続きや再入国許可申請など、様々な場面で必要となる個人情報です。本人及び保護者に、その重要性について丁寧に説明した上で、把握する必要があります。

### (1) 在留資格の把握

16歳以上の外国人(中長期在留者)は在留カードの携帯が義務付けられています。在留カードの実物を確認し、生徒の在留資格・在留期間を確認します。

在留カード(例)



出典: 出入国在留管理庁「在留カードとは?」

### (2) 在留期間の更新

在学中は在留期間の更新に留意する必要があります。在留カードを確認し、在留期間を確認した上で、時期が近付いてきたら担任から声掛けを行うなど、必要な支援を行います。また、担任が変わる場合などは確実に引継ぎを行います。出入国在留管理庁ホームページから申請用紙をダウンロードできるほか、東京出入国管理局や東京都が相談窓口(外国人在留総合インフォメーションセンター、東京都多言語相談ナビなど)を設置しており、電話や窓口、メール等での問合せに多言語で対応しています。また、外国人在留支援センターでは、在留資格に関する対面相談(事前予約)を無料で行うことができます。

### (3) 在留資格・国籍に関して特に留意すべき場面

在留資格ごとに、日本で可能となる活動が定められています。関係機関や専門家等と連携を図ることができる体制づくりが重要です。

#### ア 進路活動(進学)

奨学金の申込資格に在留資格が関係することがあります。生徒の在留資格を確認し、進学の希望を実現できるよう指導するとともに、進学先を卒業した後、日本での就労を希望するか否かを確認し、進学先で取得可能な資格等と在留資格との関係(「専門士」や「学士」の資格を取得することで在留資格の変更ができる場合もある。)を調べるなど、将来を見据えた指導を行うことが大切です。

#### イ 進路活動(就職)

事業主は、外国人生徒に対して、採用選考の際、就労が認められる「在留資格」を有しているかを確認することとなっています。生徒に対し、事業主が在留資格を確認することを事前に知らせて在留カードの提示を求めるなど、「在留資格」「在留期間」「就労制限の有無」等、指導に必要な情報を確認します。また、出入国在留管理庁のホームページ等で最新の情報を確認したり、関係機関や専門家等と連携を図ったりすることも重要です。

#### ウ 校外学習(海外への修学旅行等)

査証(ビザ)の発行などが日本国籍の生徒と異なります。また、再入国許可についても事前の申請が必要となる場合があります。「海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除」を申請します。

#### エ その他

例えば、家族滞在の生徒が、アルバイトで家計を助ける必要がある場合、資格外活動許可申請を行い、定められた範囲(週28時間以内)で働くとともに、家族滞在の資格の前提となる被扶養の状態を維持するため、扶養者(保護者)の収入を上回ることをしないようにしなければなりません。在留資格ごとに定められた範囲の活動により、在留資格が更新できるよう注意が必要です。

### (4) 家族滞在

外国人生徒の中には、日本での就労資格等で滞在する外国人の子である「家族滞在」の場合があるため、以下の点に留意する必要があります。

#### ア 在留期間の更新

「家族滞在」の在留期間は最長で5年です。在留カードを確認し、在留期間内に更新するよう指導します。

#### イ 就労制限

原則として就労(アルバイトを含む。)はできません。家庭の事情等でアルバイトをする必要がある場合は、前述のとおり、資格外活動許可申請を行った上で、週28時間以内で扶養要件内での収入となるようにする必要があります。

## ウ 進学

大学、専門学校等への進学は「家族滞在」でも可能です。しかし、進学先の大学等が実施する留学生向けの支援を受けるためには、在留資格を「留学」に変更する必要があるため、事前に調べるように指導します。

## エ 就職

「家族滞在」のままでは資格外活動許可の範囲を超えて就労できないため、内定後、「定住者」又は「特定活動」に変更する必要があります。また、高校卒業後に就職するためには、17歳までに入国している必要があります。入国時に18歳以上である生徒は、大学や専門学校等に進学・卒業して、「技術・人文知識・国際業務」や「介護」などの就労資格に変更する必要があります。

### ・ 定住者

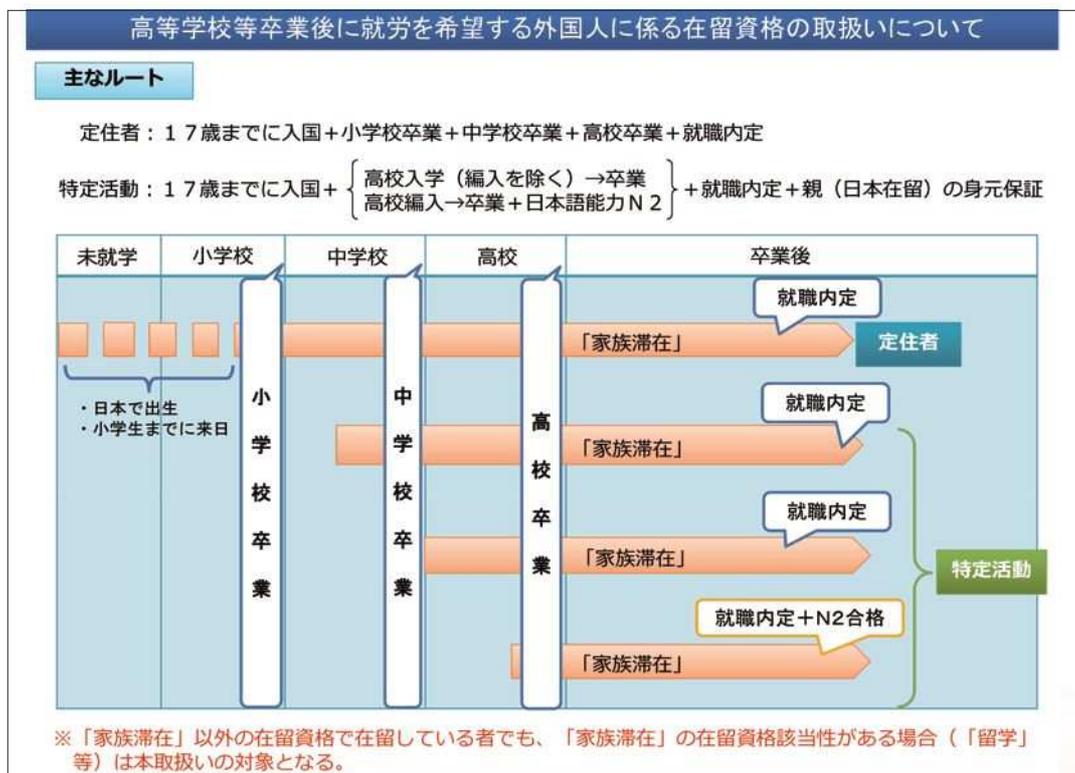
日本の小学校、中学校、高等学校等を卒業し、就職内定を得た者

### ・ 特定活動

日本の中学校、高等学校等を卒業し、就職内定を得た者（日本在留の親の身元保証が必要）

日本の高等学校等に入学・卒業し、就職内定を得た者（日本在留の親の身元保証が必要）

日本の高等学校等に編入学・卒業し、日本語能力N2以上合格者で就職内定を得た者（日本在留の親の身元保証が必要）



出典：出入国在留管理庁「高等学校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する高校生の方へ」

## (5) 在留資格のない生徒

在留資格を確認した結果、日本に滞在できない状況であることが判明した場合は、速やかに関係機関や専門家と連携し、適切に対応します。 ※関係機関については、14ページを参照

# 在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素材材・産業機械・電気電子情報関連製造、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。  
 ※ 赤字の在留資格については、上陸基準省令の適用があるもの。

出典：出入国在留管理庁「在留資格一覧表」

## 2 国籍と就職

### (1) 公正な採用選考

採用選考に当たって、事業者は在留資格を確認することとなっていますが、面接等で国籍や出身地、家庭環境、宗教などを質問することは就職差別につながるおそれがあります。就職試験後の報告で、そのような事実を把握した場合は、速やかに東京都教育委員会に通報します。

### (2) 国籍要件(国籍条項)

多くの職種において国籍要件(国籍条項)は撤廃されていますが、現在も一部の職種で外国籍の人が就けないものがあります。

#### ア 選挙権・被選挙権を要する職

国会議員、地方議会議員、地方公共団体の首長(知事、市長等)、裁判員、民生委員など、選挙権・被選挙権を有する必要がある職には就くことができません。

#### イ 国家公務員

公権力の行使や国家意思の形成への参画に携わる国家公務員になることができません。そのため、司法試験に合格した場合は、弁護士にはなれますが裁判官や検察官にはなれません。また、防衛大学校や防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校は国家公務員を養成する機関であるため、受験することができません。

#### ウ 地方公務員

地方公務員は、各地方公共団体によって職種や業務内容、在留資格に制限がある場合がありますが、受験することができます。

また、令和4年度東京都職員I類B採用試験においては、以下のように定められています。

##### ●日本国籍を有する人のみ受験可

事務、土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、畜産、水産、造園、ICT、衛星監視、獣医、薬剤(区分B・薬剤師)

##### ●日本国籍を有しない人も受験可

心理、福祉(社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・児童指導員・児童自立支援専門員)、栄養士、薬剤(区分A・薬剤師)

しかし、昇任制度については、日本国籍を有しない職員は管理職選考を受験できないことがあります。志望する生徒がいた場合は、やりたいことや志望理由をよく聞き取り、制限される事柄についてよく踏まえた上で、受験できる職種や受験資格について各地方公共団体の募集要項等で確認したり直接問い合わせたりするよう指導します。

### (3) 就職支援

高等学校卒業後、就職を目指す生徒の支援は、学校管轄ハローワークの学卒担当と連携して就職支援を行うことができます。

なお、アルバイト等を含めた就労中のトラブル(賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等)の場合は「外国人労働者相談コーナー」で複数の言語に対応した相談を受けることができます。

# VI 多文化共生の推進

## 1 多文化共生とは

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」、総務省、平成18年）です。今後も外国につながる生徒の増加が想定されるため、多文化共生に向けた取組を推進していくことが重要です。

## 2 学校全体での取組

### (1) 人権上の配慮

東京都の公立学校には、多数の在日外国人幼児・児童・生徒が在学しています。昭和54年に我が国が批准した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」では、希望する外国人の就学を認め、公立学校に受け入れることを義務付けています。また、平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」には、本邦外出身者に対する差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うことが定められています。こうした経緯や、平成30年10月に成立した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の趣旨を踏まえ、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育について一層の充実・徹底に努めることが大切です。

在日外国人生徒が心身ともに安定した学校生活を送ることができるよう配慮するとともに、日本人生徒が広く国際社会において信頼と尊敬を得る資質を身に付けられるよう指導することが求められています。

### (2) 居場所づくり

在籍ホームルームだけでなく、「取り出し」授業のクラスや、同じルーツの生徒達と過ごせる場、部活動や委員会活動など趣味や特技を生かせる場、保健室や相談室等悩みを相談できる場など、彼ら自身を肯定して受け止めてくれる場（居場所）を提供することも必要です。

### (3) 母語・母文化

言語習得においては、例えば、小学校高学年や、中学校まで母語で学習を行っていた生徒は、既に培っている力を生かしていく工夫が必要となります。母語で学ぶことは、母語の獲得を通じた思考力の発達を促すだけでなく、アイデンティティの発達と促進、家族との絆、文化の継承に関わります。日本語指導を行うだけでなく、母語や母文化の学びに対する支援を行うことが必要です。

#### 母語・母文化の学びの支援例

- 好きなスポーツや芸術活動で力を発揮できる部活動への入部
- 英語の授業で会話力を生かす、国語の漢文の授業で原語の音読をするなど、学習で活躍できる機会を設定
- 外国につながる生徒が集まる場を提供
- 自国の文化や言語を生かした、外国につながる生徒によるイベントの実施

## 自国の文化や言語を生かした、外国につながる生徒によるイベント例

### 【例1】 「外国につながる生徒」による語学教室

多言語習得に興味のある生徒に対して、「外国につながる生徒」の母語を生徒自身が教える側となり、言語交流を行う。

### 【例2】 図書館での日本語多読と英語多読の交流会

日本人生徒がやさしい日本語で書かれた本（絵本など）の読み聞かせをし、「外国につながる生徒」がそれぞれの言語で書かれた本を日本人生徒に読み聞かせる。誰もが知るおとぎ話や有名作品を選書し、お互いに内容を把握できている上で読むことで言語の違いを楽しむ。おすすめの本のPOPを多言語で作成し掲示するといった活動にも広げられる。

### 【例3】 「外国につながる生徒」・保護者による料理教室

日本とそれ以外の国の伝統料理について調べ、レシピを作る。皆で調理したものをそれぞれの国の音楽を流しながら食べ、食を通じた交流を行う。食事会ではそれぞれの国の民族衣装に着替えたり、食事の方法などを教え合ったりする。また、世界のお茶会という形で、日本の抹茶、インドのチャイ、台湾の中国茶、英国紅茶など、それぞれの作法で楽しみ、お茶の入れ方や飲み方の作法を学びながら、文化的な歴史や伝統について知識・教養を身に付ける。

### 【例4】 さまざまな「宗教・行事」の体験

世界には様々な「宗教」や「行事」がある。外国につながる生徒が日本の生徒に、自分自身の母文化について説明し、体験する活動を行う。

#### ○イスラーム教

毎日5回決められた時間に、メッカの方向に礼拝をする。ラマダーンと呼ばれる時期は、日の出から日没まで飲食をせず、断食期間後は「イード」と呼ばれる祝祭が行われる。食品や調理法などについても決まりがあり、イスラーム教で認められる食品は「ハラール」と呼ばれる。

#### ○春節

春節とは、中華圏における旧正月のことである。太陰暦最初の新月を1月1日とし、旧暦最初の満月まで続く15日間のお祭りで、時期は年によって変わる。中国では特に大みそかと正月は伝統的に家族と過ごすものとされており、新暦の正月よりもこの春節のほうが盛大に祝われる。

#### ○ダサイン

ダサインとはネパール最大のお祭りで、外国に働きに行っている人たちも家族のもとに帰り、一緒に祝うものである。このお祭りが始まると、学校や企業なども約10日間の休みに入る。ネパールでは太陰太陽暦のヴィクラム暦を採用しているため、ダサインの日程も毎年変わる。日本では正月に帰省して家族と過ごすように、ネパールではこのお祭りのときに家族と一緒に過ごして絆を深める。

# VII 研修

外国につながる生徒への教育を行う際、校内での研修会を開催したり、校外の研修に参加したりすることは有効です。

## 1 校内研修

### (1) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のための「モデルプログラム」の活用

公益社団法人日本語教育学会が、文部科学省の委託を受け作成し、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力を「捉える力」「育む力」「つなぐ力」「変える／変わる力」の4要素で捉え、それぞれの要素に対する研修プログラムを公開しています。

(資料編参照)

## 2 校外での各種研修

### (1) 東京都教職員研修センターによる研修

専門性向上研修などで日本語指導に係る研修を行っています。年度により行う研修内容が異なるため、ホームページを参照して受講します。

### (2) その他の機関による研修

公益社団法人日本語教育学会の文化庁受託事業「子どものための日本語教育研修ー子ども初任コース／講師育成コース」や、NPO等が主催する研修(地域の事情、在留資格、異文化体験等)も開かれています。

また、東京都生活文化スポーツ局都民生活部による「やさしい日本語」に関する研修(オンライン・訪問)も利用することができます。

#### 自己啓発 (Self-Development)

- ・帰国・外国人児童生徒のための情報検索サイト「かすたねっと」  
外国人児童生徒等教育に関する研修動画などが掲載されている。  
<https://casta-net.mext.go.jp/>
- ・NITS独立行法人教職員支援機構オンライン  
日本語指導や人権教育などの研修動画が掲載されている。  
<https://www.nits.go.jp/materials/>

